

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として
 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
929	医師等の医療技術研修、医療技術の研究開発又は医療機器の研究開発等の目的で死体を用いることが可能となるよう死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大を求める	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第1条、第2条、第7条、第9条、第17条、第19条、第21条	平成23年度でできるだけ早期	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 医療技術研修等のための死体利用について、現在実施中の研究(死体を利用した医療技術研修のニーズ等)の結果を踏まえ、提案の実現に向けて、国民の合意形成を得るべく、必要な対応策を検討し、結論を得る。	全国で実施	死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大については、平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業「サージカルトレーニングのあり方に関する研究」で、現行法の下で倫理面に配慮しつつ効果的な医療技術研修等を実施するための具体的方策について研究を行い、その成果として、死体による手術手技研修等の実施に必要な条件等に関し、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン(案)」が取りまとめられた。 また、当該研究の結果を踏まえ、平成24年度予算案で、全国数か所の大学医学部をサージカルトレーニングセンターとして選定し、その取組の支援を行う「実践的な手術手技向上研修事業」を計上し、死体を利用し医師等の医療技術研修、医療技術の研究開発を行うことのできる環境整備を行う。	厚生労働省
932	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限の撤廃	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第12条第5号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）第13条25号	平成23年度中に結論	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 介護予防全体の見直しを図る中で、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方についても検討し、平成23年度中に結論を得る。（社会保障審議会における議論が必要）	全国で実施	社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、居宅介護支援事業所への介護予防サービス計画の策定の委託制限（1人8件）を撤廃する旨を盛り込んだ省令改正を行った。	厚生労働省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
930	若者サポートステーションの契約期間の複数年度化	平成22年度若者職業的自立支援推進事業実施要綱等	平成23年度中に結論	<p>〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 地域若者サポートステーション事業の契約期間の複数年度化に関し、本事業が安定的に実施されることによる施策効果に及ぼす影響、複数年度実施の課題等を勘案し、平成23年度に向け、提案の趣旨を踏まえた具体的方策について検討し、結論を得ることとする。</p> <p>〔第19次提案等に対する対応方針(平成23年3月30日)〕 特区提案者の趣旨を踏まえ、地域若者サポートステーション事業の複数年度化による事業実施上の課題、施策効果への影響に関する検討を行った上で、平成23年度概算要求において、複数年度化契約を可能とする国庫債務負担行為要求を盛り込んだところ。平成23年度においては当該要求は認められていないため、提案の趣旨を踏まえ、引き続き施策効果への影響や方策等について検討する。</p>	<p>対応困難</p> <p>(本事業については地方公共団体の推薦に基づき、各地域で若者の自立支援に積極的に取り組み、一定の実績を持つNPO法人等を選定して事業委託を行っている。)</p>	<p>特区提案者の趣旨を踏まえ、地域若者サポートステーション事業の複数年度化による事業実施上の課題、施策効果への影響に関する検討を行った上で、平成23年度概算要求において、複数年度化契約を可能とする国庫債務負担行為要求を盛り込み、要求を行ったところであるが、平成23年度予算要求が認められなかったところ。</p> <p>これを踏まえ、国庫債務負担行為以外での複数年度化と同等の措置等として、特区応募者が連続して随意契約を締結することにより複数年度化契約と同等の措置の効果が得られる方策について、引き続き検討したところ、地域若者サポートステーション事業は、「公共調達適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)」の観点から「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」には該当しないため、実現は困難であるとの結論に達した。</p> <p>なお、本事業については、地方公共団体の推薦に基づき、若者の自立支援に積極的に取り組み、一定の実績を持つNPO法人等を選定して事業委託を行っている。</p>	厚生労働省